

## 長井市まちづくり基本条例に基づく各制度の平成29年度実施状況

### 1. 意見公募

条例第11条 市は、まちづくりの基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、市民の意見を求めるとともに、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

対象数	公募		計画等案の公表方法	意見・市の考え方の公表方法
	公募有	公募無		
6	6	0	公告、市報、市ホームページ、閲覧 等	市ホームページ、閲覧、審議会での公表

### 2. 審議会等の委員の公募

条例第12条第1項 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づく附属機関その他のまちづくりに関する合議制の諮問機関(以下「附属機関等」という。)の委員を任命する場合には、附属機関等の設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

対象数	公募		H29年度の改選なし	公募方法
	公募有	公募無		
22	6	1	15	市報、市ホームページ

### 3. 審議会等の公開

条例第12条第2項 市は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

対象数	H29年度の開催数	開催した会議のうち、会議の公開有			H29年度の開催なし	開催周知方法 要旨公開方法
		公開有のうち、会議結果の公開有	公開有のうち、会議結果の公開無	会議の公開無		
25	18	14	10	4	4	市ホームページ、担当課閲覧、関係者配布等 市ホームページ、担当課閲覧、関係者配布等

### 4. 政策形成過程における情報公開(条例第10条)

条例第10条 市は、市民とまちづくりに関する情報の共有を図るため、公文書の開示を適切に行うとともに、政策の形成過程にあるものを含めたまちづくりに関する情報の積極的な提供に努めなければならない。

対象数	公表		備考
	公表有	公表無	
1	1	0	公共施設等の整備に係る市民説明会